

東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針

平成 18 年 12 月 5 日付 18 産労農森第 483 号
改正平成 23 年 11 月 4 日付 23 産労農森第 452 号
改正平成 30 年 12 月 25 日付 30 産労農森第 905 号

1 目的

この方針は、東京都内の公共建築物等の整備における積極的な多摩産材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の利用を促進するため、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）」第 8 条第 1 項の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（平成 22 年 10 月 4 日付 22 林政利第 63 号農林水産大臣通知、国営管第 280 号国土交通大臣通知）」に即して、法第 8 条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

2 木材利用の意義

都民の貴重な財産である森林を適切に整備し、環境の保全や水源のかん養などの機能を発揮していくためには、地域の木材を有効活用していくなど、木の循環利用のための取組が必要である。

都は、多摩産材を利用することが、森林の適切な手入れだけではなく、健康や環境の面からも有効であることを都民に PRするとともに、公共部門において多摩産材を率先利用して民間利用を促進するなど、多摩産材の利用を推進する。

加えて、国産木材の利用拡大が、日本各地における森林の適切な整備と災害の防止、林業の振興に寄与することを踏まえ、木材の消費地である東京での国産木材の利用を推進する。

- (1) 木材の利用を通じた森林の伐採、植林及び保育による木材の持続的生産の促進と森林の持つ公益的機能の維持及び増進に寄与する。
- (2) 持続可能な森林から産出された木材を原材料として使用する環境物品等の調達を推進する。
- (3) 調湿効果や吸音効果、また人の心を和ませる効果等、木材の特性を生かした快適な公共空間を創出する。
- (4) 炭素固定機能を有し、加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ないことから、地球温暖化防止など環境負荷の軽減に寄与する。

3 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

(1) 公共建築物

都が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（都の委託により管理される建築物を含む。）

(2) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

(3) 木造化

建築物の主要構造部（柱、屋根、壁、床、梁等）の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(4) 木質化

建築物の内装及び外装の全部又は一部に木材を使用することをいう。

(5) 公共工作物

都が事業主体となり施工する道路、河川、公園、上下水道等に係る工事により整備される工作物をいう。

(6) 多摩産材

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

4 基本的な事項

公共建築物等の整備を実施するに当たっては、積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。

(1) 公共建築物

公共建築物の建築等に当たっては、施設の特性を踏まえて積極的に多摩産材等を使用し建築物の木造化、木質化をはかる。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 建築基準法、消防法等の法令、施設設置基準等により適当でないと認められる場合

イ 施設の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場合

ウ その他、木造化及び木質化が困難と認められる場合

(2) 公共工作物

公共工作物の整備に当たっては、多摩産材等及び多摩産材等を活用した木製品を積極的に使用する。ただし、次に掲げる場合は、これを適用しない。

ア 工作物の利用目的、安全性、維持管理等を考慮して困難と認められる場

合

イ その他、木製品の使用が困難と認められる場合

(3) 備品及び消耗品等

公共建築物の什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材等を利用したものを積極的に使用する。

(4) その他

公共建築物等において利用する木材の調達に当たっては、「東京都建設リサイクルガイドライン」及び「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」によるものとする。

5 多摩産材等の円滑な需給

産業労働局は、多摩産材等の需給拡大を図るため、製品情報、流通動向、木材加工技術等について、需要者と供給者の間で情報交換を行う、多摩産材等需給情報連絡会を開催する。

6 多摩産材の普及、PR

産業労働局は、都民に対して多摩産材の普及、PRに努める。

7 区市町村等への協力依頼

産業労働局は、区市町村、関係団体等に対して、多摩産材の利用推進の取組への協力を依頼する。各局においても、本方針の趣旨を踏まえて関連部署等への協力依頼に努める。

また、産業労働局は、区市町村が法第9条第1項に規定する区市町村の区域内の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定め積極的に木材を利用する場合、これを支援するよう努める。

さらに、産業労働局は、都又は区市町村以外の者が整備する公共建築物においても積極的に木材が利用されるよう働きかけ、理解と協力を得るよう努める。

8 その他

(1) 本方針の実施に当たっては、「東京都公共建築物等における多摩産材等利用推進方針の運用」に基づき各局において主体的に取り組む。

(2) 産業労働局においては、多摩産材を安定的に供給するための体制を整備するとともに、品質の安定、コストの縮減に取り組む。

また、多摩産材利用に関する技術、流通及び製品等について情報提供する。